

川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

川西市教育委員会規則第 1 号

川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

(川西市教育委員会事務処理規則の一部改正)

第1条 川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(教育長の決裁を要する事項) 第10条の2 教育長の決裁を要する事項 は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(10) (略) <u>(11) 幼稚園及び認定こども園の学級編制</u>	(教育長の決裁を要する事項) 第10条の2 教育長の決裁を要する事項 は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(10) (略)
<u>に関すること。</u> (12) 前各号に定めるもののほか、前条に	(11) 前各号に定めるもののほか、前条に
規定する事項以外の重要な事項 別表（第11条関係）	規定する事項以外の重要な事項 別表（第11条関係）

(別紙1)

(別紙1)

(川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第2条 川西市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和44年川西市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(分掌事務) 第7条 (略) 教育推進部～インクルーシブ推進課 (略) 入園所相談課 (1)～(3) (略)	(分掌事務) 第7条 (略) 教育推進部～インクルーシブ推進課 (略) 入園所相談課 (1)～(3) (略) <u>(4) 子ども・子育て支援法(平成24</u> <u>年法律第65号)第8条に規定する</u> <u>子ども・子育て支援給付(他部課に</u> <u>属するものを除く。)</u> に関するこ <u>と。</u> <u>(5) 乳児等通園支援事業の実施(他部</u> <u>課に属するものを除く。)</u> に関する <u>こと。</u> (4) (略) (5) <u>地域型保育事業の施設監査及び子</u> <u>ども・子育て支援法(平成24年法</u>

<p>律第65号)に基づく支援提供の 確認監査に関する事。 (6) (略)</p>	<p>育て支援法に基づく支援提供の 確認監査に関する事。 (8) (略)</p>
---	--

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

個別専決事項

1 教育推進部教育総務課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 教育委員会開催に関する事務を処理すること。	○		
2～6 (略)	(略)		
7 <u>小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制</u> に関すること。	○		
8～11 (略)	(略)		
12 要保護及び準要保護児童、生徒の <u>就学援助</u> の決定及び手続に関すること。	○		
13 奨学資金貸与の手続に関する事務を処理すること。	○		
14 (略)	(略)		

2～6 (略)

7 教育推進部入園所相談課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 <u>民間幼稚園、保育所及び認定こども園の運営及び支援</u> に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
2 <u>幼稚園</u> の入園に関すること。			○
3 <u>認可外保育施設及び地域型保育事業</u> の支援に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
4 <u>保育所及び認定こども園</u> の入所の可否を決定すること。			○
5～10 (略)	(略)		

別表(第11条関係)

個別専決事項

1 教育推進部教育総務課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 教育委員会開催に関する事務を処理すること。	<u>重要なもの</u>		<u>軽易なもの</u>
2～6 (略)	(略)		
7 <u>学校園</u> の学級編制に関すること。	○		
8～11 (略)	(略)		
12 要保護及び準要保護児童、生徒の就学援助の決定及び手続に関すること。			○
13 奨学資金貸与の手続に関する事務を処理すること。			○
14 (略)	(略)		

2～6 (略)

7 教育推進部入園所相談課に関する事項

	部長	副部長	課長
1 <u>民間幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の支援</u> に関すること。	<u>重要なもの</u>	比較的重要なもの	<u>軽易なもの</u>
2 <u>市立1号認定児</u> の入園に関すること。			○
3 <u>認可外保育施設</u> の支援に関すること。	<u>重要なもの</u>	比較的重要なもの	<u>軽易なもの</u>
4 <u>認可保育施設</u> の入所の可否を決定すること。			○
5 <u>子ども・子育て支援給付</u> の認定に関すること。			○
6 <u>乳児等通園支援事業</u> の実施に関すること。	<u>重要なもの</u>		<u>軽易なもの</u>

7 民間保育施設等に対する指導監査に関する	重要なもの		軽易なもの
<u>すること。</u>			
8～13 (略)	(略)		